ゆめステージやステージ付近の施設の使用許可申請などの流れ

１．ゆめステージのみ使用希望の場合（ステージ付近の駐車場などの施設使用の場合は次項参照）

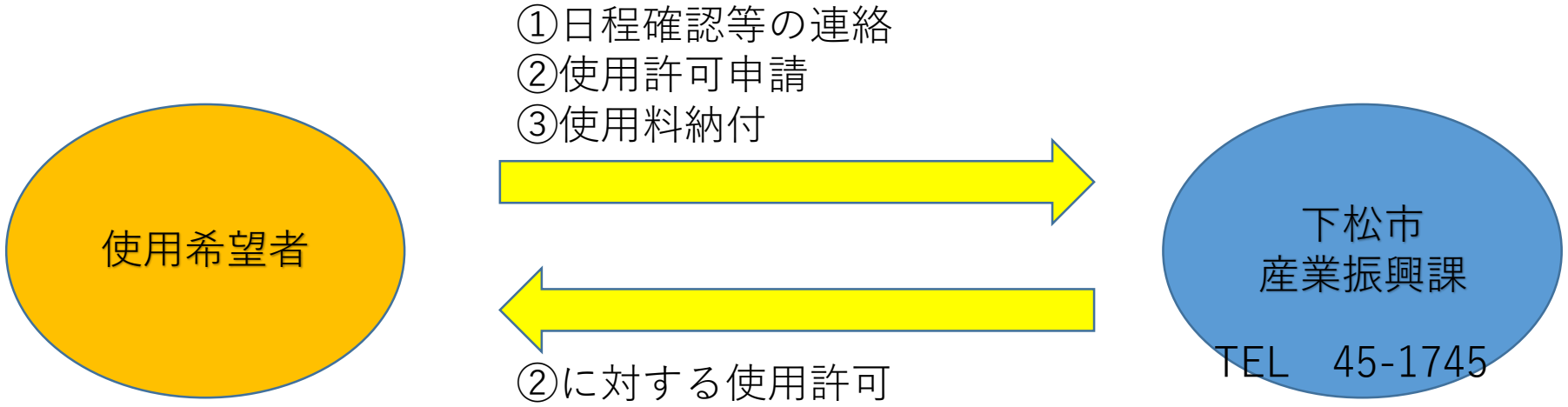

①使用希望者は下松市（担当課：産業振興課）へ使用希望日程及び使用用途などを連絡。
②使用希望者は下松市へ使用許可申請を行い、下松市から許可を受ける。
③使用許可を受けた方は所定の期限までに使用料を納付（※）。
④使用条件を遵守し、許可を受けた日程で使用する。使用後は原状回復を行う（※）。
※③の使用料は一週間以内を目途に納付をいただきます（次項以降も同様。ただし、使用日程の直前に使用申請があった場合などは除く。）。
※④の使用条件遵守・使用後の原状回復は次項以降の場合も同様です。

ゆめステージやステージ付近の施設の使用許可申請などの流れ

２．ゆめステージとステージ以外の施設の使用希望の場合

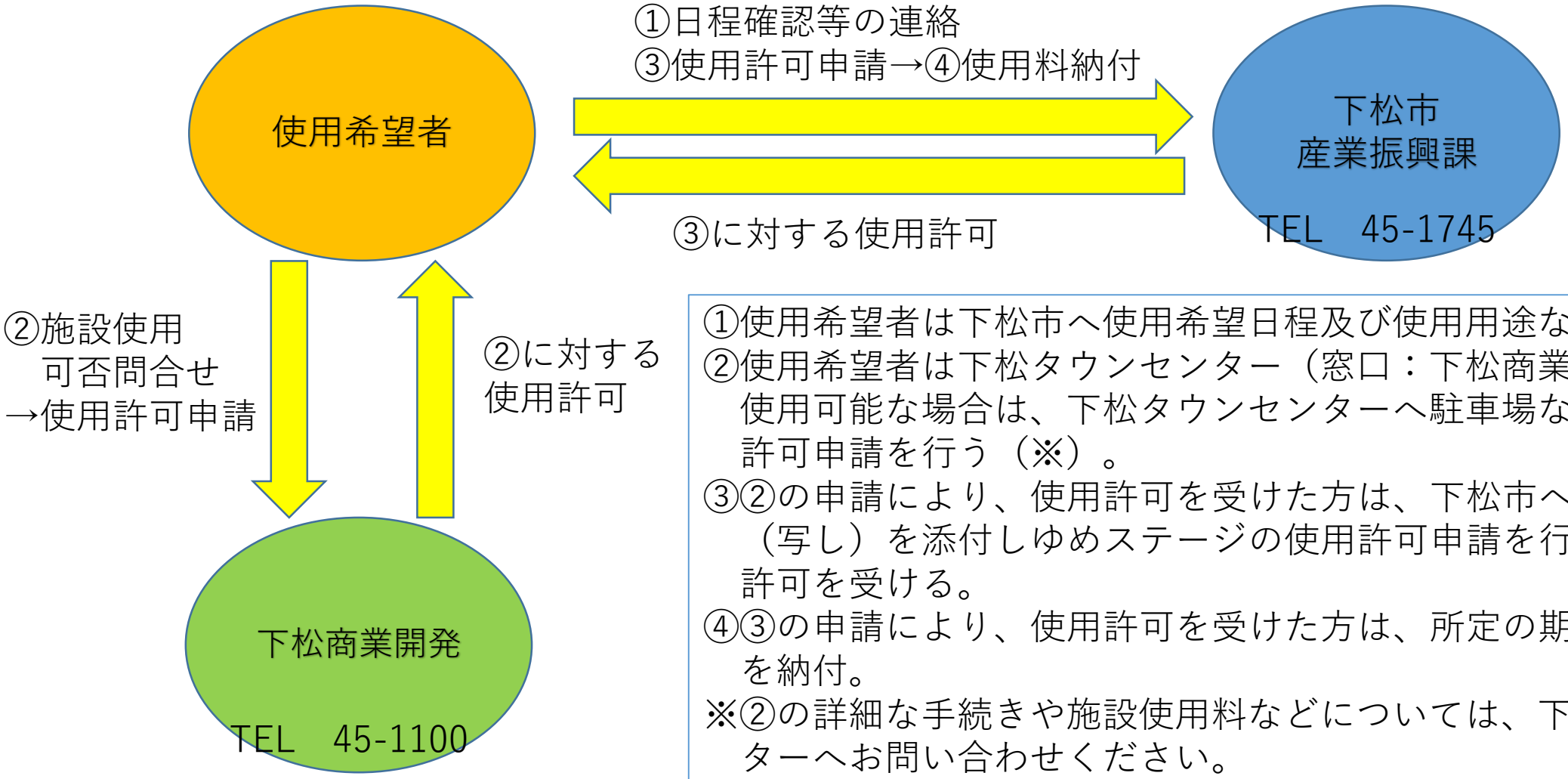

①使用希望者は下松市へ使用希望日程及び使用用途などを連絡。
②使用希望者は下松タウンセンター（窓口：下松商業開発）へ連絡。使用可能な場合は、下松タウンセンターへ駐車場などの施設の使用許可申請を行う（※）。
③②の申請により、使用許可を受けた方は、下松市へその使用許可証（写し）を添付しゆめステージの使用許可申請を行い、下松市から許可を受ける。
④③の申請により、使用許可を受けた方は、所定の期限までに使用料を納付。
※②の詳細な手続きや施設使用料などについては、下松タウンセンターへお問い合わせください。

ゆめステージやステージ付近の施設の使用許可申請などの流れ

３．使用許可を得た後に**変更**を希望する場合

①使用許可を受けた方は下松市（※）へ許可事項の変更を希望する旨を連絡。
②使用許可を受けた方は下松市へ使用許可変更申請を行う（※）。
※下松タウンセンターの施設の使用許可を受けている場合は下松タウンセンターにも連絡が必要です。必要な手続きは直接お問い合わせください。
※許可事項の変更により新たに使用料の納付が生じる場合があります。

４．使用許可を得た後に**取消し**を希望する場合

①使用許可を受けた方は下松市（※）へ使用できなくなった旨を連絡。
②使用許可を受けた方は使用許可証を添付し下松市へ使用取消届を届ける（※）。
※下松タウンセンターの施設の使用許可を受けている場合は下松タウンセンターにも連絡が必要です。必要な手続きは直接お問い合わせください。

５．補足

・１．及び２．については、ゆめステージやステージ付近の施設の使用が可能という前提で各種手続きに関する流れを記載しておりますが、希望に沿えない場合もございますのであらかじめご了承ください。